

家屋解体を行う市民の皆様へ



水道局からのお知らせ

1. 解体する前に水道の撤去工事申請が必要です。

(いわき市水道事業給水条例第8条)

○「水道使用休止届」では、工事を行うことはできません。

○解体する前に水道管を切り離し水道局にメーターを返納しなければなりません。

これを「給水装置工事の撤去工事」といいます。(所有者が申請人となります。)

○メーターを撤去した場合は、今後新たにメーターを設置する場合に撤去したメーターの加入金分が免除となります。

2. 工事を行えるのは、水道局が指定した水道工事事業者です。

(いわき市水道事業給水条例第11条)

○水道工事を行うことができるものは、「指定給水装置工事事業者」だけで、解体業者は水道工事を行うことができません。

○「指定給水装置工事事業者」は、いわき市のホームページに記載しています。

いわき市のホームページ⇒水道局⇒お客様へ⇒いわき市水道局指定給水装置工事事業者一覧

○必ず「指定給水装置工事事業者」であることを確認してください。

3. 工事に要する費用は、お客様の負担となります。

(いわき市水道事業給水条例第10条)

○工事費用や申請に係る費用は、すべてお客様の費用負担となります。

(工事は、お客様と指定事業者との契約で行われます。指定事業者に工事の一切と手続の一切を委任していただくことになります。)

○メーター以外の給水装置は、お客様の所有財産です。



ご質問は、次にご連絡ください。

水道局

営業課給水装置係 22-9304